

随意契約見直し計画

平成 19 年 12 月

独立行政法人国立高等専門学校機構

1. 随意契約の見直し計画

- (1) 平成 18 年度に締結した随意契約について点検・見直しを行い、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、平成 20 年 1 月 1 日からすべて一般競争入札等による契約に移行することとする。

なお、総合評価落札方式を必要とする調達案件については、文部科学省が策定した評価基準等により、平成 20 年 1 月 1 日以降、導入可能なものから実施する。

【全体】

| | | 平成18年度実績 | | 見直し後 | |
|----------------------------------|------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | 件数 | 金額(百万円) | 件数 | 金額(百万円) |
| 事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。) | | / | | (18%) 231 | (20%) 945 |
| 一般競争入札等 | 競争入札 | | | / | |
| | 企画競争 | (2%) 30 | (9%) 393 | | |
| 随意契約 | | (98%) 1,219 | (91%) 4,225 | (45%) 565 | (43%) 1,974 |
| 合 計 | | (100%) 1,249 | (100%) 4,618 | (100%) 1,249 | (100%) 4,618 |

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

| | | 平成18年度実績 | | 見直し後 | |
|----------------------------------|------|--------------|---------------|--------------|---------------|
| | | 件数 | 金額(百万円) | 件数 | 金額(百万円) |
| 事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。) | | / | | (11%) 9 | (14%) 41 |
| 一般競争入札等 | 競争入札 | | | (14%) 12 | (11%) 34 |
| | 企画競争 | | | (%) | (%) |
| 随意契約 | | (100%) 83 | (100%) 302 | (75%) 62 | (75%) 227 |
| 合 計 | | (100%) 83 | (100%) 302 | (100%) 83 | (100%) 302 |

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

| | | 平成18年度実績 | | 見直し後 | |
|----------------------------------|------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | 件数 | 金額(百万円) | 件数 | 金額(百万円) |
| 事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。) | | / | | (19%) 222 | (21%) 904 |
| 一般競争入札等 | 競争入札 | | | (36%) 419 | (37%) 1,590 |
| | 企画競争 | | | (3%) 30 | (9%) 393 |
| 随意契約 | | (97%) 1,136 | (91%) 3,923 | (43%) 503 | (40%) 1,747 |
| 合 計 | | (100%) 1,166 | (100%) 4,316 | (100%) 1,166 | (100%) 4,316 |

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

- (2) 随意契約によることができる場合を定める基準について、以下のとおり改正し、平成 20 年 1 月 1 日より実施する。
- ・ 工事又は製造の請負契約で、予定価格が「500 万円を超えないとき」から「250 万円を超えないとき」に変更。
 - ・ 財産の買入契約で予定価格が「300 万円を超えないとき」から「160 万円を超えないとき」に変更。
 - ・ 工事又は製造の請負及び財産の買入以外の契約で予定価格が「500 万円を超えないとき」から「物件の借り入れは 80 万円、財産の売り払いは 50 万円、物件の貸付は 30 万円、その他役務は 100 万円を超えないとき」に変更。
- (3) 随意契約の公表の基準について、以下のとおり改正することとした。
- ・ 随意契約の公表の基準について、「公共調達 of 適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日財計第 2017 号）に即して公表するよう改正し、平成 20 年 1 月 1 日より実施する。

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期

随意契約の見直し計画を達成するため、以下の措置を講じ、随意契約によることが真にやむを得ないもの以外は、平成 20 年 1 月 1 日からすべて一般競争入札等による契約に移行することとする。

(1) 総合評価方式による契約の導入拡大

コンピューター、医療技術製品など、既に総合評価落札方式が導入されている調達分野に加え、総合評価落札方式によることが必要と考えられる調達分野については、文部科学省が策定する総合評価落札方式ガイドラインに準じて導入を拡大する。

(2) 競争性等を向上させた統一的な企画競争の導入

- ① 一般競争入札が馴染まない場合についても、全て統一的な企画競争に移行することとし、公平性、公正性、透明性を確保するとともに競争性を高める。
- ② 公募については全て独立行政法人国立高等専門学校機構本部又は各国立高等専門学校のホームページに掲載する。

(3) その他の委託契約等の取扱い

- ① 賃貸借及び設備、物品等の購入と不可分な関係にある保守点検業務等は、複数年度を前提とした契約へ移行するものとする。
- ② 委託契約等のうち随意契約によることが真にやむを得ないものを除いては、原則として、総合評価落札方式を含む一般競争入札による契約へ移行する。
- ③ 総合評価落札方式に係る評価基準など総合評価落札方式ガイドラインが策定されたものについては、平成20年1月1日以降、順次総合評価落札方式による契約へ移行するものとする。

(4) 契約事務体制の入札手続きの効率化

- ① 多数の調達案件が一般競争入札等による契約へ移行することに伴い、業務量が増加することから、これらに対応するための契約事務体制の整備についての検討を行う。
- ② 総合評価落札方式を含む一般競争入札の増大に伴う業務量の増加を勘案し、電子入札等の方法について検討を行う。

(注) 個別の契約の移行時期及び手順については、「随意契約の点検・見直しの状況」に記載